

ティムール朝 Shah Rukh 麾下の中核 amir

安藤 志朗

序

I *Mu'izz al-Ansāb* からの amir 名の抽出

II amir 達の系譜と Shah Rukh 政權參與の具體相

結

序

ティムール朝第三代君主 Shah Rukh (一四〇九—一四四七在位) は、國都 Harāt を自らの政權の據點とし、父 Timūr (二三七〇—一四〇五在位) の歿後分裂の傾向にあった諸地方を再統一、*Adharbāyjān*, *Trāq-i-'Arab* を除く父の舊領を支配下に置き、ティムール朝約一二三〇年の内最も波亂の少ない安定した一時期を現出した。

本稿は、ティムール朝時代支配階級に位置しつつ、就中軍事上の有力スタッフとしてしばしばペルシア語諸史料に登場する amir と呼ばれる一群の人びとの内、この Shah Rukh の麾下にあつて amir 層の中核を占めた人びとの性格を解明しようとする試みである。

ティムール朝史、特に Timūr 歿後のそれについては、この amir に関する問題も含めて未解決の問題は極めて多く、⁽¹⁾ 據るべき研究成果は必ずしもその解明に十分寄與しているとは言い難い。筆者はティムール朝史の理解の爲には、人的要

表 1

出 自	amir 名	職 掌	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10111213141516	所 領・そ の 他
Barlas	① Miqrāb	☆AD, T	○○○○○○○○○ ○	Qundūz·Baghlān
	② Ibrāhim Sl.	☆AD, T	○○○○○	Qundūz·Baghlān, Iṣfahān
	③ Sl. Md.	AD, T		Qundūz·Baghlān
	④ 'Alī			
	⑤ Sl. Bāyazīd	AD	○	Qutlān
	⑥ Shaykh Luqmān	T	○○ ○○○○ ○○○○ ○	Bakharz
	⑦ Pir Luqmān	T		Bakharz
	⑧ Sl. Shāh	AD	○ ○ ○ ○ ○	
	⑨ Tukaḷ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	⑩ Nūshirwān		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	⑪ ūjel Mirzā		○	
Tarkhān	⑫ 'Alī	AD	○ ○○○○ ○ ○	Fūshanj
	⑬ Ḥasan Ṣūfi	☆AD, T	○○○ ○○○ ○ ○○ ○	
	⑭ Miqrāb	AD		
	⑮ Md. Ṣūfi	AD, T	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	⑯ Yūsuf			
	⑰ Khusrāw			Marw, Sarakhs Marw, Sarakhs
	⑱ Md. Ghirāth			
'Alīka(家)	⑲ 'Alīka	AD	○○ ○○○○ ○○○ ○○ ○	
	⑳ Shaykh Abū al-Faḍl	AD		
	㉑ Firūz Shāh	☆AD	○○○○○○○○ ○○ ○○○ ○	Abarqūh, Iṣfahān
	㉒ Aḥmad	AD		

Arghūn Shāh (蒙)	②③Khwānd Shāh ②④Mǫd, Shāh ②⑤Sa'ādat		○	Iṣfahān Iṣfahān Iṣfahān
Shaykh 'Alī (蒙)	②⑥Sayyid Khwāja ②⑦Ilyās Khwāja ②⑧Yūsuf Khwāja ②⑨Sayyid Yūsuf	☆AD AD AD AD, M	○× ○○○○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	Rādkan (Faṣīḥ : 279) Rādkan (Faṣīḥ : 279), Ray, Qum Ray, Qum, Lūrīstān Rādkan (Faṣīḥ : 279)
Qipchāq	③⑩'Uthmān ③⑪Hasan Jandār ③⑫Yūsuf Jalīl ③⑬Hasan Aqā	AD AD, T	○○ ○ △	1396年處刑 (Yazdī : 278 b) Tabas (Mīrkhwānd : 545), 反逆 (AR : 108) Tabas (Hā : 61 a), 反逆 (AR : 108) 反逆
Özbeğ	③⑭Malik Husayn ③⑮Farrukh Husayn ③⑯Chahārshanba	Y Y Y	○ ○ ○ ○ ○○	
Nukūz	③⑰Mūsaka ③⑱'Abd al-Samad	AD AD, T	○ ○○○ ○× △ ○	Ulugh Beg に與えられる Garnsīr (Hā : 302 a) Iṣfahān (Zoeche : 117)
Belkut	③⑲Shāh Malik	AD	○○ ○○○○ ○ ○	Khvārazm
Durbat	④①Jahān Malik	AD, T	○○○	1408年處刑 (AR : 109)
Dughlat	④②Sulaymān Shāh	☆AD	×	
Nāymān	④③Luṭī Allāh	AD	○○ ○	1414年 Shīrāz の支配を更迭さる (Hā : 234 a)
Artāt	④④Yādgar Shāh		○○ ○○ ○○○	Mīrzā 'Alā' al-Dawla の義父 (AR : 650)
	④⑤Farmān Shaykh	B	○○ ○○ ○○ ○ ○	

④⑤Mūsā Rigmāl		○ ○ ○ ○ ○	
④⑥Ardashir	^T (AR: 309)		1417年第2回遣明使節 (HA: 298 a)
④⑦'Ājabshir		○ ○ ○	
④⑧Pir Md.	AD		Āmul, Sarī, 1405年處刑 (AR: 16)
④⑨Sayyidi			1441/42年 Fars で死没 (AR: 757)
④⑩Yūnus			Bāysunghur の大 amir (AR: 559)
④⑪Khidr Khwāja			同定可能な人物が2名存在
④⑫Khwānd Sa'īd			
④⑬Shiblī			
④⑭Md. 'Abbās			
④⑮Md. Pīrzād			
④⑯Sl. Qabul			
④⑰Bāyḍā			

不明

年代記側から
データーなし

○ Shāh Rukh 麾下に存在 × 反逆 △ 投降 ☆ amir al-umarrā' になった amir
Md.=Muḥammad Mḥd.=Maḥmūd Sl.=Sulṭān AD=amir-i diwān T=tuwāchī Y=yasāul M=mulhārār
B=bārschī
出自欄で(家)とあるのは、部族名が不明な爲、一族の内最も早くティムール朝下で活躍した人物の名を以って、便宜上集團名としたもの。
(出典) Barlas 部, Tarkhān 部, 'Alīka 家, Arghūn Shāh 家に關しては本文参照。その他は、特に注記せぬ限り Mu'izz: 97 a, 132 b, 133 a, 134 a, 135 a に據る。

- 1 Khurāsān 平定 (1405) (HA: 58 b-74 b, Tāj: 107 a)
(HA: 13 b-17 a, 28 a-31 b, 48 a-51 a) 3 Balkh 平定 (1407)
2 第1次 Mazandarān 平定 (1406) (AR: 101-104, Fasīḥ: 176)

- 4 第2次 Mazandarān 平定 (1407)
(AR: 104-106)
- 5 Sistiān 平定 (1408)
(AR: 121-127)
- 6 第1次 Mā warā' al-Nahr 平定 (1409)
(AR: 129-132, 140-151, Fasḥ: 188, 192-194)
- 7 第2次 Mā warā' al-Nahr 平定 (1410)
(HA: 124-139 a)
- 8 Khwārazm 平定 (1413)
(HA: 196 a-198 b)
- 9 第1次 'Irāq-i 'Ajam, Fars 平定 (1413—1414)
(HA: 221 b-248 a, AR: 275)
- 10 第2次 Fars 平定 (1415)
- (HA: 261 b, 266 b-278 a, AR: 317, Fasḥ: 222)
- 11 Kirmān 進軍 (1416)
(HA: 285 b-288 b)
- 12 Qandahar 方面平定 (1417—18)
(HA: 298 a-302 a, Fasḥ: 229)
- 13 Badakhshān 平定 (1418)
(HA: 303 a-305 b)
- 14 第1次 Ādharbāyjān 遠征 (1420—21)
(HA: 322 a-340 b, 344 b-374 b, AR: 408)
- 15 第2次 Ādharbāyjān 遠征 (1429—30)
(AR: 600-683, Fasḥ: 266)
- 16 'Irāq-i 'Ajam 進軍 (1446—47)
(AR: 862-882)

素の整理が必要不可欠な根本作業であると考える。それ故本稿はその作業の一端を擔うものとなるかと思う。

I *Mu'izz al-Ansūb* なる amir 名の抽出

amir 名の抽出に關し、我々に最も必要とした情報を提供する史料は *Mu'izz al-Ansūb* である。⁽²⁾ この *Mu'izz* の Shāh Rukh の條下に記されてゐる amir 達を「Shāh Rukh 麾下の amir 達」⁽³⁾ と見做し、その中から amir-i tūmān (萬人隊長) と記録された五七名を抽出、⁽⁴⁾ 本稿の考察対象とする。何故なら、モンゴル時代における十進法的軍隊編成では、amir-i tūmān 人や軍隊の統屬關係の最上位に位置する amir であり、その傳統を踏襲するティムール朝になつては amir-i tūmān は同様に最上位に位置して、amir 達の中核を占めたと考えられるからである。⁽⁵⁾ 表1は *Mu'izz* から抽出した Shāh Rukh 麾下の amir-i tūmān 五七名各名について他の年代記中の amir との同定を試み、行論の都合上彼らを部族毎、部族名が不明の場合は把握可能な血縁集團毎に分類し、各 amir の地位・職務、Shāh Rukh の主な軍事活動時における動

向、その他特筆すべき點を掲げたものである。

さて、この表1をハースに Shah Rukh 麾下の中核 amir を窺うなら、Barlas 部、Tarkhān部、Alīka 家、Arghūn Shah 家の四つの集團を無視することはできない。何故なら、Shah Rukh 在世中一貫して amir-i tūmān を輩出したこと、けた集團はこの四つに限定され、かつこの四つの集團には各戦役の際毎回の如くその名の記される amir が存在する、という事實が表1より窺われ、このことはこの四つの集團が Shah Rukh 麾下で看過し難き勢力を所有しつつけたことの反映と思われるからである。そこで本章ではこの四つの集團に所屬する amir-i tūmān について、その系譜、地位・職務、所領等を検討することにした。その結果、彼らが紛れもなく Shah Rukh 麾下の中核 amir であったことを明らかにし、あわせて各集團の持つ特徴も浮彫りにしたいと思う。尚、個個の amir の検討の手順は、原則として先ず彼らの略歴を端的に伝える Mu'izz の記述を示し、次に他の史料から特筆すべき點を述べていくこととした。

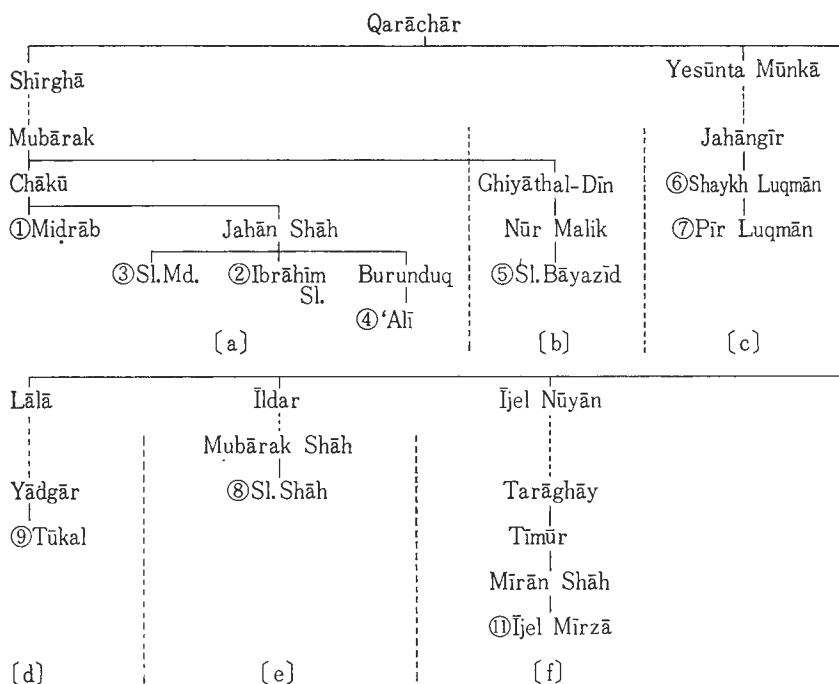
II amir 達の系譜と Shah Rukh 政權參與の具體相

(1) Barlas 部

周知の如く、Timur をはじめとするティムール朝王家の人びとはこの Barlas 部に所屬する。従って表1に示す Barlas 部の amir 一名は皆、Shah Rukh と同族ということになる。系譜上では Qarachār が共通の祖先である。Qarachār はチンギス・ハンによってチャガタイの王傳に任ぜられた千戸長の一人に他ならぬ。⁽⁶⁾系譜1に見るように、⁽⁷⁾⑩Nushirwan を除く一〇名の amir について、その血縁關係を確定することができる。ここでは地位・職務、所領に關してまとまった情報の得られる、系譜1の系統 {a b c e} に屬す amir 八名をとり擧げることとする。

系統 {a}

系譜 1 Barlās 部



Qarāchār の大男 Shirghā の流を汲む Chākū に始まる家系である。考察対象は ①Midrāb, ②Ibrāhim Sl., ③Sl. Md., ④'Alī の四者である。

①Midrāb——この Amir Midrāb は Amir Shāh Qirān 翻 (= Timūr) の尊位を amir-i diwān である。Amir Shāh Qirān 翻は、彼を神の恩寵を受けた khāqān, Shāh Rukh Bahādūr と興えようとした Khurāsān へ移った。amir al-umarrā である。tūmān を所有した。Qundūz へ Baghlān の民は、彼が知らしめようとした。翻 (= Shāh Rukh) は Fars の支配権 (hukūmat) を彼に與えたが、同じ頃神の慈悲の許く身罷った (Mu'izz: 92b)。

(Shāh Rukh の註) amir-i diwān である。tūmān を所有した。tuwāchī である (Mu'izz: 132b)。

①Midrāb は、一三九七年 Shah Rukh が Khurāsān の統治を委ねられ Harāt へ赴いた際、Timūr

の命によつて彼に伺候した amir の一人である (Yazdi : 290a)。彼は Shāh Rukh の國內秩序の再編成が始まる一四〇五年以降、⁽⁹⁾ 麾下にあつて片腕として多大な貢獻をなす。殊に一四〇六年^② Sayyid Khwāja が失脚して以後、amir 名の列擧の際には如何なる史料においても必ずその筆頭に彼の名が記され、麾下最有力の amir であったと思われる。Mu'izz 記載の amir al-umara', tuwāchi とする地位・職務は、彼の Shāh Rukh 政權までの最高責任者たるを如實に語つてゐる。⁽¹⁰⁾

所領面に關しては、Mu'izz から Qundūz-Baghlan 方面と Fars 方面とが認められる。

先ず Qundūz-Baghlan 方面について言えば、これが彼の父 Chaku に由來する、Timūr 時代からの世襲の地であり、かつその地にニルトを持つ Buralday なる部族⁽¹¹⁾に對する支配權を伴うものであることは、既に閒野英二氏の指摘される⁽¹²⁾ところである。

一方 Fars 方面の所領に關しては、年代記より次の如く跡附けられる。

一四一四年、Shah Rukh は Mirza Iskandar b. 'Umar Shaykh b. Timūr と矛先を向けた第一次 'Irāq-i 'Ajam-Fars 平定行動を敢行。同年夏 Isfahan を攻略後、既に降伏しつつた Shiraz と下馬、その際^① Midrāb と Fars の支配權を授ける。

かの國の統治權 (yalat)、かの地の支配權を世界で最も光輝ある amir、最も公正なる malik、Amir Midrāb Bahādūr に任じた。彼に伺候し、西は Khūzistān、南は Hurmūz と至るまでのかの領域を治めるよう一萬騎程が定められた (HA : 245a, AR : 284, 285)。

しかしこの委任も束の間、彼は病歿。兵站の守らなかつた Isfahan は殘留しつつた Mirza Ibrahim Sulṭān b. Shah Rukh が召ねられ、以後 Fars の支配は彼が司るものとなつた (HA : 245b, AR : 285)。

② Ibrahim Si. — ① Ibrahim Sulṭān は、Amir Midrāb の歿後 amir al-umara' となつた。Buralday の tūmān

は彼が知らしめた。Isfahan の支配權を彼は所有した。そこに居た。彼は罪を犯し、彼を Amirzāda Ulugh Beg Kūkān の許へ送った。その地で歿した (Mu'izz : 93a)。

(Shāh Rukh の許へ) (amir-i) diwān であつた。tūmān を所有した。tuwāchī であつた (Mu'izz : 132b)。

②Ibrahim Sl. の初出は①Miqrāb 歿後半年を経た一四一五年春 (HA : 261b, AR : 308)° Mu'izz は見えず、amir al-umarā', tuwāchī という地位・職務から、彼の Shah Rukh 麾下での實力の程が窺えるが、必ずしも amir 中の最高者であつたとは斷言できない。というのは、彼とはほぼ同時期、後述する Tarkhān 部の③Hasan Sufi も amir al-umarā' と tuwāchī を任じており、むしろ後者の方が有力であつたように見受けられるからである。

所領に關して Mu'izz は Būralday の tūmān と Isfahan の支配權とを記す。Būralday の tūmān と同じく、それが先述の如く Qundūz-Baghān の支配に關わるものである故、①Miqrāb からの相續と見做せよう。この場合の tūmān とは、「一萬人の軍團を編成できる程の遊牧部族の意味」とする閒野氏の考えに従いたい。⁽¹³⁾一方 Isfahan の支配權については、Ja'fari より一四一九／三〇年とこの②Ibrahim Sl. が Isfahan に居たことが知られている。⁽¹⁴⁾しかしながら、その支配權が如何なる内容を伴つてゐたのか、果して恒常的に②Ibrahim Sl. に與えられてゐたものなのか等、疑問點が残る。何故なら既にこの時期 Isfahan は後述する Arghūn Shah 家の所領になつてゐるからである。⁽¹⁵⁾

彼に關する記録は、右記の一四一九／三〇年を以つて途絶える。Mu'izz は彼が罪科を負つたことを記すが、諸年代記はその件に關して黙して語らぬ。結局、②Ibrahim Sl. は一四一五年から一四一九／三〇年までの約一五年間、麾下の有力 amir として名を留めたこととなる。

やゝ②Ibrahim Sl. 以後約八年の空白を置つて、一四三八—三九 A.D./八四二 A.H. の家系の成員が年代記に登場する。③Sl. Md. である。

③Sl. Md. — この Sulān Muḥammad は amir-i diwān であつた。Qundūz と Baghān の支配は彼が知らしめて

った (Mu'izz : 93a)。

また年代記側の記述とは、

かの陸王 (=Shāh Rukh) は Amir Sulṭān Muḥammad b. Amir Jahān Shāh Barlas に恩寵を施し、 amir-i ulās とした。 tuwāchī の職位と軍の amir 職 (mansab-i tuwāchī wa imārati-lashkar) を彼の善き采配に委ねた。大 amir (umarā-yi 'izām) の列を配せられた (AR : 717)。

という内容のものである。

先ず地位・職務に關し、 amir-i ulās, tuwāchī が確認される。いま amir-i ulās の實態については情報を缺くが、⁽¹⁶⁾ tuwāchī とは軍の amir 職とつた重要職が併記をなしていることから察し、彼が amir-i tūmān としてトップクラスにあつただけは認めらる。

所領面では Qundūz-Baghlan の支配權が依然確認される。

この家系にはあと一人、年代記には登場せぬ④Ali がいる。以下に Mu'izz の記述のみを記す。

④Ali——この 'Ali は amir-i tūmān であつた。神の恩寵を受けたる Shāh Rukh Bahadur に仕えた (Mu'izz : 93a)。

系統^b

考察対象は⑤Sl. Bāyazīd である。

⑤Sl. Bāyazīd——この Sulṭān Bāyazīd は amir-i tūmān であつた。Qutlān (=Khutal) の支配權を彼は所有した。 Amirzāda Muḥammad Jūki (b. Shāh Rukh) の許に tuwāchī であつた (Mu'izz : 92a)。

(Shāh Rukh の許に) amir-i diwān であつた。 tūmān を所有した (Mu'izz : 133a)。

⑤Sl. Bāyazīd は一四一四年と一四四六年の條に Shāh Rukh に従軍したことが記録される (HA : 236a, AR : 277, 866)。この三〇年餘の記録上の空白期間には、 Mu'izz が記す Muḥammad Jūki に仕えた時期が存在すると思われ。

一四二七年 Ulugh Beg はタシケントの Barāq と戦った際、Muhammad Jūki は自分自身の親屬の tūmān (tūmān-i khāssa-yi khwīsh) のうちの⑥Sl. Bayazid を率いて援軍に赴きつゝ (HA : 442 b)。一四四六年の従軍記録は、Muhammad Jūki 歿後 (一四四四—四五 A. D./八四八 A. H. 歿)、再び Shah Rukh 麾下に入ったことを示すと思われる。

この彼の父 Nūr Malik とついで Mu'izz は以下のことを傳へる。

この Nūr Malik は amir-i qushūn であつた。Shāh Qīrān 陛下の時代、Turkman の民は彼が指揮した。Amir Shāh Qīrān 陛下は、彼を彼の軍と共に、神の恩寵を受けたる sulṭān, Shah Rukh Bahādūr と與へつた (Mu'izz : 91 b)。

Amir Nūr Malik——Qutlān の支配權を持つた (Mu'izz : 133 b, Shah Rukh の tuwāchī の頃)。

この記述から、先づ⑥Sl. Bayazid の Shāh Rukh 政權參與は、實は彼の父 Nūr Malik は Timur によつて Shah Rukh と與へられたとつゝの経緯に由來することがわかる。更に氣附くのは、Nūr Malik は Timur の時代、amir 達の統屬關係では amir-i tūmān よりも上位に位置したと思つて amir-i qushūn であつたとつゝ點がある。それは⑥Sl. Bayazid が Shāh Rukh の時代、amir-i tūmān であつたとつゝ、Shah Rukh の新たな amir-i tūmān の拔擢によつてなつた。

所領については Qutlān が父子世襲の地として Mu'izz から窺われるが、他の年代記からそれを裏附ける記述は見出せない。

系統^{c)}

Qarāchār の四男 Yesūnta Munkā の家系に所屬する amir-i tūmān の考察を行なう。考察対象は⑥Shaykh Luqman, ⑦Pir Luqman 父子である。

この Shaykh Luqman は tūmān を所有した。Bākhārāz の支配權は彼に屬した。tuwāchī であった。彼の歿後、彼

の息子 Pir Luqmān' 彼にその父が所有したと同じ職務 (muchā) が任ぜられた (Mu'izz : 90a)。

Amir Shaykh Luqmān——Bakharz の支配権を所有した。

Amir Pir Luqmān——父の歿後⁽¹⁸⁾ (Bakharz) の支配権は彼に委ねられた (Mu'izz : 133b, Shāh Rukh の tuwāchi の項)。

上記より tuwāchi という地位・職務及び Bakharz という所領が認められ、いずれもこの父子の間で相續されたことがわかる。一方年代記では一四三七年の條にその相續の記録が見出される。

diwān-i tuwāchi と云ふ amir al-umara' と云ふ Khāqān-i Sa'id 語 (= Shāh Rukh) に對し、近侍の榮譽と親族の關係を持つていた Amir Shaykh Luqmān Barīās が現世を後にした。かの語は、彼の職務と地位を、その正嫡 Pir Luqmān に賜わった (AR : 700)。

(八四一年) Rabi' I 四二二日 (一四三三年九月十三日) Amir Pir Luqmān は diwān-i lashkar と云ふ amir 職 (imārat) に任ぜられ、捺印した (AR : 701)。

diwān-i tuwāchi (tuwāchi 廳) 或は diwān-i lashkar (軍務の官廳) が、Shah Rukh 政權の diwān の機構全體の中づ具體的に如何な位置づけられるものなのか、いま論及すべき材料は提供されていなく、⁽¹⁹⁾ 此は Mu'izz, AR 雙方の記述から導き出される最小限の事實として、③Shaykh Luqmān が diwān-i tuwāchi に所屬する tuwāchi と云ふ amir al-umara' (amir 中の amir)⁽²⁰⁾ と表記される程の高い地位を保持してゐたこと、そして彼の地位・職務はその④Pir Luqmān に繼承されたところことを確認するに留めたい。年代記からの裏付けはとれなものの、Bakharz の所領相續も地位・職務の相續と同時に、つまり一四三七年になされたはずである。

このやうに Yazdi は、一三八〇年 Mirzā Mirān Shāh b. Timūr が Khurāsān の統治を委ねられた際、彼に伺候し、家族と共に Khurāsān へ移るやうに Timūr に命ぜられた amir 達の筆頭に③Shaykh Luqmān の父 Jahāngir の名を記

す (Yazdi : 164b)。また Mu'izz なる Jahangir といつて以下の如く傳える。

Šāhib Qirān の時代⁴⁾ amir-i qushūn であつた。Bākhaz の支配權は彼に屬した (Mu'izz : 88b)。

この Yazdi なる Mu'izz の記録を考へ合わせるに、Jahangir は Timur の時代 amir-i qushun であつて 1380 年 Kharāsān に移住して以後 Bākhaz の所領を持つたといふべきであらう。それより Jahangir, ⑤ Shaykh Luqmān, ⑥ Pir Luqmān といふに互なる家の系といつては、この點が指摘される。すなわち ⑥ Shaykh Luqmān なる amir-i tūmān であるといふは、Shah Rukh の新たな amir-i tūmān の抜擢であつたとするといふ、及び Bākhaz の所領は Jahangir の Kharāsān 移住に由來し、Timur の時代からの家の世襲であつたといふことの一點である。

系統^{e)}

考察對象は Qarachār の次男 İlder の流を汲む ⑧ Sl. Shah である。

⑧ Sl. Shah —— この Sultān Shah は最初 Shirāz より Amirzāda Ibrāhīm Sultān (b. Shah Rukh) に仕えた。その後 Ka'ba へ赴き、Ka'ba からの戻りたる Khāqān-i Sa'id として Shah Rukh Sultān に仕え、Amirzāda Muḥammad Jūkī (b. Shah Rukh) に仕えた (Mu'izz : 83b)。

⑧ Sl. Shah は 1409 年の第一次 Mā warā' al-Nahr 平定及び 1411 3 年の Khwārazm 平定に際し、Shah Rukh 麾下にあり、たゞの知ぬべき (AR : 141, HA : 167b)。Mu'izz は、最初 (awwal) Shirāz より Ibrāhīm Sultān に仕えたといふが、Ibrāhīm Sultān は Shirāz へ赴く前に 1414 年、このよりあるが、それより Shah Rukh 麾下にあり、たとへば、Mu'izz の記す彼の Ka'ba 行きの正確な時期はわからなう。Ibrāhīm Sultān の歿後とすれば、1435 年以降といふことになる。Ka'ba からの戻り、再び Shah Rukh 麾下に入つた ⑧ Sl. Shah は、1444—1454 A. D./848 A. H. 三度年代記に登場する。

Khāqān-i Sa'id として、Amir Muzaḥḥar al-Dīn Sultān Shāh Barlās —— その頃 Barlās 王家になつて彼より年長で

かつ知恵を有する者はいなかった——を amir-i diwān とした。diwān の重要事の處理、王國の諸事の掌握を、彼の善き知恵と經驗に委ねた (AR: 842)。

ここに至つて漸く彼は amir-i diwān とする地位・職務を以つて、國家の重要事に大きく關わることになるのである。彼は Shah Rukh の歿年まで應じた（AR: 866, 872）。

ムンビ Barlas 部の amir-i tūmān の個別的檢討を終える。

(2) Tarkhān 部

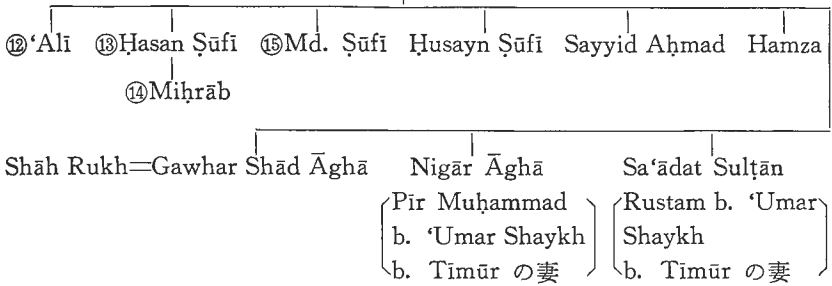
Tarkhān 部に所屬する amir の個別的檢討を行なう前に、この血縁集團そのものについて言及せねばならない。

先ず tarkhān なる語であるが、これがモンゴル語 dargan ~ darxan、トルコ語 tarkan ~ tarxan に由來するものであり、特權所有者の稱號であることは周知の如くである。しかしここに現われたる tarkhān が部族集團の名稱であることは Mu'izz が⁽²³⁾Mihrab とする⁽²⁴⁾「Tarkhān 部出身 (az qawm-i Tarkhān)」(Mu'izz: 92b) と記しつゝることから明らかである。qawm とする語は Mu'izz は⁽²³⁾全て部族集團の意味で使われている。

系譜上、現段階最も溯りうる人物は、系譜⁽²³⁾2に示す Ghiyāth al-Din Tarkhān であるが、彼は「Chingiz Khān が tarkhān とした Qishliq の家系に屬す」とする (Yazdi: 147b)。これが眞實ならば、この家系は『元史』卷一三六、哈剌哈孫傳に「擢啓昔禮爲千戶、賜號答剌罕」と記され、『元朝秘史』にも、チンギス・ハンによつてダルカンの特權を授けられたとして名高いキシリクにまで溯ることになり、その名の起源はやはり稱號たる tarkhān に求められよう。しかしながら Qishliq と Ghiyāth al-Din Tarkhān との關を結ぶ系譜は、今のところ未確認である。また、この Tarkhān 部に屬す amir 達が、實際 tarkhān に由來する特權を保持していたことを示す關連記事は、管見の限り見出せない。

この一族は Shah Rukh との關係をいふ注目すべきもので、Ghiyāth al-Din Tarkhān の娘 Gawhar Shād が Shah Rukh

系譜 2 Tarkhān 部
Ghiyāth al-Dīn Tarkhān



の第一夫人であったという事實である (Mu'izz : 132b)。すなわち、この一族は Shah Rukh と姻戚關係にあったわけである。

そして、表 1 に示した Tarkhān 部の amir-i tūmān 七名の考察に移る。

七名の内、⑮ Yūsuf, ⑯ Khusrāw, ⑰ Md. Ghiyāth の三名については、残り四名の amir 達を Gawhar Shād と同族であることがわかるだけで、⁽²⁶⁾ 具體的な血縁關係を確定することとはできない。また Shah Rukh 在世中、諸年代記に彼らは全く登場せぬ。従って Shah Rukh 時代の彼らの動靜は一切不明である。

一方、残り四名の amir 達、すなわち⑫ 'Ali, ⑬ Ḥasan Ṣūfī, ⑭ Mihrāb, ⑮ Md. Ṣūfī については以下の如く考察がなされる。

⑫ 'Ali——amir-i diwān であつた。tūmān を所有した。

⑬ Ḥasan Ṣūfī——amir-i diwān であつた。tūmān を所有し、tuwāchi であつた (Mu'izz : 133a)。

両者は、一三九七年 Shāh Rukh の Khurāsān 赴任の際、彼に附けられた amir である (Yazdi : 290a)。彼らの地位・職務に關し、Faṣīḥ が以下の情報を提供する。

神の恩寵を受けたる大 amir, 'Alā' al-Dīn 'Alī Tarkhān b. Amir Ghiyāth

al-Dīn Tarkhān (八二〇年) Rajab 月二二日、月曜 (一四一七年九月四日) 歿。

彼は聖王の amir-i diwān であつた。彼の兄弟 Amir Ḥasan Ṣūfī Tarkhān b.

Amir Ghiyāth al-Dīn Tarkhān 及び amir al-umarā' の職位を授與 (Faṣīḥ :

229)。

⑭Hasan Šufi と與えられた amir al-umarrā' の地位・職務が、果して死歿した⑮'Alī が所持してゐたものなのか、この記述から判断せざるを得ない。だが Mu'izz, Faṣīḥ 雙方の記述から、少なくとも⑭Hasan Šufi が一四一七年以降 amir al-umarrā' と tuwāḥhi の二つの地位・職務を任じたことは窺ふことができる。それだけこの時期 amir al-umarrā' とあつた人物は、この⑭Hasan Šufi と、先述した Barlas 部⑯Ibrāhīm Sl. (九六頁)の二名と同一人物となる。一體 amir 中の最高者たる amir al-umarrā' が同時期二人いたのではあらうか。いま解答を與えるべき確かな史料は擧がっていない。しかしながら、一四一六年の Kirman 進軍に参加した amir 達を列擧する全ての同時代史料は、一致して⑭Hasan Šufi と⑯Ibrāhīm Sl. を含む他の amir 達の筆頭に掲げ、更に列擧した同じ amir 達を別の箇處では「Amir Hasan Šufi Tarkhān と他の amir 達」と記す (FHA : 285b, 287a, Faṣīḥ : 226, JHA : 173b)。この記述を考慮するならば、この時期の amir al-umarrā' の實態がどうであつたか⑭Hasan Šufi は一四一六年既に麾下最有力の amir とあつたかと思われる。

一四二四年⑭Hasan Šufi は死歿、息子⑮Mihṛāb が後繼する。

⑮Mihṛāb——amir-i diwān とあつた。tūmān を所有した。Fushanj の支配權を所有した (Mu'izz : 133a)。後繼を傳ふる記述は以下の如くである。

彼 (=⑭Hasan Šufi) の正嫡 Amir Mihṛāb Tarkhān……は Khāqān-i Sa'īd 部には恩寵を賜はつた。彼の父の職位 diwān-i a'lā の amir 職 (imārat-i diwān-i a'lā) を Amir Mihṛāb と改めた (AR : 540)。

右記にみえる「diwān-i a'lā (中央官廳) の amir 職」が、amir-i diwān の職務を意味しつゝ、この「諸史料の diwān 關係の記述内容を検討することによつて」ほぼ確定することになるのである。(27) しかる⑮Mihṛāb は、Mu'izz の記述にある如く、amir-i diwān の地位・職務を一四二四年以降保持したのである。彼には Fushanj の所領が Mu'izz と見出されるが、他の諸史料からそれを裏附けることはできない。彼の死歿は一四三一年とされる (Faṣīḥ : 270)。

⑯Md. Šufi——amir-i diwān とあつた。tūmān を所有した (Mu'izz : 133b, Shāh Rukh の tuwāḥhi の頁)。

彼の活動期間は記録上一四一〇年から一四四六年まで、Shāh Rukh 時代のほぼ全體に亘っている。一四四六年の記録とは Shāh Rukh の 'Irāq-i 'Ajām 進軍の際に diwān 内の amir 職 (imārat) の爲 Harāt に留められたといふものである (AR: 863, 864)。彼が amir-i diwān であつたことの Mu'izz の記述は、この diwān との關連を示す記録から裏付けられるかと思われる。

以上検討の結果、Shāh Rukh 在世中の登場する Tarkhān 部族の amir-i tūmān 四名全員が、amir-i diwān と同じ Shāh Rukh 麾下に参入し、その内なる二名が tuwāchi 職を任じ、一名が麾下最有力の amir al-umarā' であつたことがわかつた。

(3) 'Alika 家

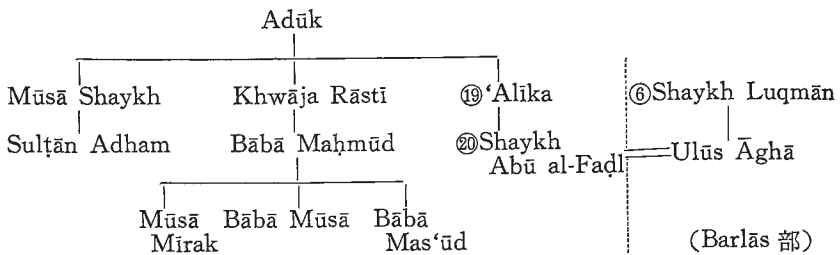
この家系の所屬部族名は不明。この家系が表舞臺に登場する直接の契機を作つたと思われる⑨'Alika の名をなつて「'Alika 家」と稱す。系譜⁽²⁸⁾を示せば、'Alika 家とは Adūk 以下に三系統が認められる。Adūk 自身がついてゐる切不明である。考察對象は⑨'Alika と⑩Shaykh Abū al-Faḍl 父子である。

⑨'Alika——amir-i diwān であつた。tūmān を所有した。Marw と Sarakhs の支配權及び Isfahān の徵稅權 (muhassili) も所有した。kukaltāsh であつた (Mu'izz: 133a)。

彼の活動は一四〇五年から一四四〇年まで確認される。その間 amir-i diwān とする彼の地位・職務の遂行を示すと思われる記録が以下の如く見出される。

一四〇九年第一次 Mā warā' al-Nahr 平定の際、Shāh Rukh は「前より Amir 'Alā' al-Dīn 'Alika は diwān の役人達 (umara'-yi diwān) と共に、城市と財庫の掌握の爲 Samargand へ派遣した」とする (AR: 132)。この時の diwān の役人とは Sayyid Fakhr al-Dīn と Sayyid Zayn al-'Ābidīn の二名であつた (Faṣīḥ: 189)。

系譜 3 'Alika 家



また一四二〇年第一次 Adharbāyjān 遠征の際には Khwāja Qutb al-Din Muḥammad Muḥarrat Simnāni と共に diwān の世役 (amwāl wa jihat-i diwān) の掌櫃の後 Tabriz へ派遣された。同地を去って「Amir 'Ala' al-Din 'Alika は臣民 (ra'iyat) と關する諸事、王國の重要事を正しく遂行した。Qara Yūsuf が作り出した新しい習慣を廢し、シャリーフに關する事柄の整備、全ての重要事の掌握に従事した」と記される (AR : 407, 415, HA : 332a, 338b, 339a)。

右記の内、彼に同行したと記される Sayyid Fakhr al-Din, Sayyid Zayn al-'Abidin の二名は Mu'izz 及び nawisandagān-i Tajik の項に記名されている。また Qutb al-Din Muḥammad Muḥarrat Simnāni は Faṣīḥ 及び Khwāja Shams al-Din Muḥammad Simnāni と共に (Faṣīḥ : 243) 及び nawisandagān-i Tajik の項に記名のある Muḥammad Simnāni と記される (Mu'izz : 133b)。nawisandagān-i Tajik などは、諸史料に於て wazīr であるが saḥib-diwān などと稱する、この Samargand や Tabriz の場合に見え如く、Shah Rukh に従軍し服屬した都市へ赴いて財庫や租税を掌握したり、課税に關する daftar (帳簿) の作成や (AR : 107) 御前會議において徵税に關する協議を行なう (AR : 754) など、言わば財政面の執行スタッフであった。

amir-i diwān であつた⑨ 'Alika は「これら wazīr と如何なる關係にあつたのか。それに就ては先述の「Amir 'Alika を diwān の役人と共に」とか、彼の名を代表させて「全ての重要事の掌握に従事した」という AR の表現から、地位として wazīr 達の上にあつたと推察される。一四四〇年 Shah Rukh は Sarakhs へ鷹狩りに出發する際「Amir 'Alika

Kükaltash を Harat の支配に留めた。數名の diwāniyan を彼の許に置いた」と云ふ (AR : 736)。AR の diwāniyan は wazīr 達の意味で使われているから、⁽²⁹⁾この記述からも彼が wazīr 達の上に位置していたことが窺えよう。かく wazīr の上に立つて國務・財務に携わる彼の立場は、amir-i diwān の實態の一端を示しているかと思われる。

ところで⁽³⁰⁾‘Alīka はその晩年、麾下最有力の amir たる實力を保持していた。それは以下の推定に基づく。

Amir ‘Alīka Kükaltash の歿後、Amir Jalāl al-Dīn Firūz Shāh の權威と權力は以前よりも増大し、他の amir 達、國家の柱石達には國務と財務の如何なる事柄についても權力は残らなかった (Khwandamir : 631)。

右記の Amir Jalāl al-Dīn Firūz Shāh とは、⁽³¹⁾Firūz Shāh のことである。この人物が記述にある如く國務・財務に掣肘無き權力を行使し、紛れもなく麾下最高の實力者となった事實は後程詳述する。いま問題なのは、この⁽³²⁾Firūz Shāh の首位の座獲得が「Amir ‘Alīka Kükaltash の歿後」と明記されている點である。それと⁽³³⁾‘Alīka は生前⁽³⁴⁾Firūz Shāh と同等もしくはそれ以上の實力を保持していたと想定せねばならぬ。⁽³⁵⁾‘Alīka が麾下最有力の amir たる實力を保持していたと考える所以である。

彼の所領についてみると、Mu‘izz は Marw と Sarakhs の支配權と Isfahān の徵稅權を記している。Isfahān の徵稅權を裏附ける記述は諸年代記からは認められなう。一方、Marw と Sarakhs については以下の記録が認められる。

先ず兵の召集に關し、一四〇六年他の amir 數名と共に Sarakhs と Marw から彼らの監督下にある (Da ‘unda wa ihtimām-i ishān) 兵を率いたという事實、及び一四〇七年他の二名の amir と共に Badghis, Sarakhs, Marw, Mākhān の兵を率いたという事實が確認される (HA : 65a, AR : 105)。更に目を引くのは、一四一〇年に行なわれた Marw の復興事業において大 amir からは彼と⁽³⁶⁾Mūsā Rigmāl が責任者となり、灌漑工事に始まる一連の修築に携わっている事實である (HA : 112a, AR : 159)。彼と Marw との關係は彼の歿する二年前の一四三八年秋にも認められ、その時は Marw 地方で「農耕と建築 (zīrāt wa ‘imārāt)」に従事したと云ふ (Mirkhwand : 713)。これらの記録は彼の Marw と Sarakhs の

支配権所有の一端を示すと見做せよう。

㊤ 'Alīka の息子 ㊦ Shaykh Abū al-Faḍl と同じの Mu'izz の傍に ㊧ 'Alīka と同一なのを割愛する。⁽³¹⁾ 彼は一四四〇年 父の diwān-i a'lā の職に (mansab-i diwān-i a'lā) を相續し (AR : 747) 'amir-i diwān と呼ばれる。その後 Shāh Rukh の没年まで廢上にあつたことが知られる (AR : 872)。

この家の系は ㊨ 'Alīka と同じ Shāh Rukh と特別な關係が結ばれている。

第一の指摘は、Mu'izz の「kukaltash (乳兄弟) だった」という記述である。AR では「かの皇子 (= Shāh Rukh) の kukaltash であつた Amir 'Alīka」(AR : 70) と更に明確に記され、㊩ 'Alīka は Shāh Rukh と乳母を同じくして育つた乳兄弟であることが知られる。

第二の指摘として以下の記述を引く。

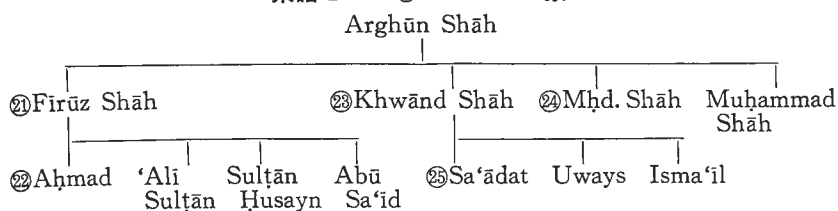
(㊪ 'Alīka は) 子供の宴會を集會し終ふことと酷似する。「Sahib Qirān 皇子 Amir Timur Kūrkan は」 Shāh Rukh 皇子を私に託された (sipurd) し (AR : 747)。

Shāh Rukh の生年は一三三四年 (Yazdi : 160a)。⁽³²⁾ 'Alīka は一四四〇年の死没の際、九〇歳を越えていたというから (AR : 746) Shāh Rukh の誕生時とは二〇年後半であつたという計算になる。乳兄弟とは言いながらかなりの年齢差があつたわけ、従つて Timur が彼を Shāh Rukh を託するふまへには年齢の點からも首肯できる。かかる點を踏まえ、⁽³³⁾ ㊫ 'Alīka は Shāh Rukh の後見人として B.B. Daprot'ly 氏の考えを追認する ("Утверю в его пользу", стр. 58)。

次に 'Alīka 家の amir-i tūmān ㊬ 'Alīka と Shaykh Abū al-Faḍl の没後を終へる。

(7) Arghūn Shāh 家

系譜 4 Arghūn Shāh 家



所屬部族名は不明。但し系譜⁽³⁴⁾に示す Arghūn Shāh は Turkman 系の ghulām (小姓)⁽³⁵⁾であったと伝えられる (Taj: 48a)。この家系がティムール朝政權に參與する契機を作ったと思われる Arghūn Shāh の名を以て「Arghūn Shāh 家」と稱す。考察対象は 21 Firūz Shāh, 22 Aḥmad, 23 Khwānd Shāh, 24 Mhd. Shāh, 25 Sa'adat の五名である。

21 Firūz Shāh — amir-i diwān であつた tuman 及び Abarqūh の支配權を所有した (Mu'izz: 133a)。

右記より 21 Firūz Shāh の地位・職務として amir-i diwān が認められる。しかしここでは年代記より四つの事例を呈示し、彼が Shāh Rukh 治世晩期紛れもなく amir 中の最高者 amir al-umara' であり、麾下最高の實力者であつたことを特筆する。

(事例 1) 一四三四年、Shah Rukh は第三次 Adharbāyjan 遠征を決定する。その決定の経緯は次の如くであつた。

國家の柱石達、御前の貴顯達は、その (Adharbāyjan 遠征の) 延期の爲力を盡したが無駄だった。というのは、Amir Jalāl al-Din Firūz Shāh が秘密に「Mirzā Baysunghur (b. Shāh Rukh) が逝かれた故、この戦役は是非行なうべきです」と上奏し、かの陛下はその言葉を承諾してゐたからだった (AR: 672)。

(事例 2) 一四四一年、時の wazir, Khwāja Pir Aḥmad と 'Ali Shagqāni が御前會議に參列し、Jam 地方の徴税について協議してゐた。その席上、その頃 Shāh Rukh に目を掛けられ、wazir 職を狙つてゐた Khwāja Shams al-Din が、'Ali Shagqāni の失策を上奏するに至つた。Shāh Rukh は事の調査を當時 amir al-umara' であつた 21 Firūz Shāh に命じた。彼の調査に

より、'Ali Shagqani は罷免、代わりは Khwāja Shams al-Din が wazir に就任した。また Khwāja Pir Ahmad は、國務と財務に關して權威の極みにあつた²⁶ Firūz Shāh の政策を常に拒絶し、それを自慢にしていたのだが、彼もまたこれを機にそれまでの勢力を失つた (AR : 754, 755)。

(事例 3) 一四四二—一四四三 A. D. / 一四四六 A. H. 'Ray と 'Irāq-i 'Ajam 方面の hakim 選定の問題が持ち上がった。これより前²⁷ ② Firūz Shāh は Harat と Bahā' al-Din 'Umar から⁽²⁸⁾ ① の話を聞つてゐたという。それは Bahā' al-Din は Qazwin と²⁹ Shaykh Ahmad Ghazālī の廟を参拜した際、「Shaykh Ahmad Ghazālī が偉大なる聖者達と共に、Mirzā Sulṭān Muḥammad b. Baysunghur b. Shan Rukh をかの地の hakim とした。」という内容の啓示を授けられたというものであつた。絶對的權力の所有者 (sāhib-i ikhṭiyār-i muṭlaq) であつた³⁰ Firūz Shāh は、この話を記憶に留めていたのにもかかわらず、かの地の hakim は Mirzā Sulṭān Muḥammad を推した。それはそのとき Shah Rukh の決定をみた (AR : 773, 774)。(事例 4) 一四四三年、³¹ Firūz Shāh の國務と財務における權力と專制は筆舌に盡くし難い程となつた。Shah Rukh にはこのことが重苦しくのしかかつてゐたのだが、他に國事を遂行できる amir がいなかったのを見て見ぬふりをしてゐた。その頃 wazir の Sayyid 'Imād al-Dīn は日毎に勢力を増してゐた。³² Firūz Shāh は、Balkh 地方の税の掌握の爲、彼を該地に派遣することを決定した。彼はその任命を辭退し許しを請うたが無駄だつた。Shah Rukh もまた Sayyid 'Imād al-Dīn は Balkh の重要事以上の任務遂行を望んでいたのだが、³³ Firūz Shāh の決定を變えることはできなかった (AR : 793, 794)。

以上四つの事例より、³⁴ Firūz Shāh が軍事 (事例 1)、國內統治 (事例 3)、財務執行スタッフたる wazir 達 (事例 2、4) に對し麾下最高の實力を備えていることが窺えよう。かく國務と財務両面にわたる彼の掣肘無き權力が、事例 2 にみえる amir al-umara' という地位・職務に由來してゐることは明白である。ただ、一つ正確を期すならば、彼が麾下唯一最高の實力者となるのは前述の³⁵ 'Alīka の歿後、すなわち一四四〇年以後のはずだから、amir al-umara' の職位も或る

は⁽³⁸⁾Alika 歿後に獲得された可能性がある。

一四四四年⁽³⁹⁾Firūz Shāh は死歿。息子⁽⁴⁰⁾Aḥmad ḥa diwān-i a'lā の amir 職 (imārati diwān-i a'lā) を相續する (AR : 841)。この diwān-i a'lā の amir 職は⁽⁴¹⁾amir-i diwān の職務を指すと思われる。⁽³⁸⁾Aḥmad は一四四七年 Shah Rukh の歿するまで應じたであった (AR : 866)。

この一族の所領について考察する。

先ず Mu'izz は⁽⁴²⁾Firūz Shāh の Abarqūh の支配権所有を記すが、他の諸史料からそれを裏附けることはできない。その一方、我我は以下の如き知見を得る。

長考を⁽⁴³⁾Isfahān としつづけるその支配権は Amir Firūz Shāh に属していた。最初彼の兄弟 Amir Khānd Shāh (= ⁽⁴⁴⁾Khwānd Shāh) は Isfahān の ḥakim である。彼が死す以後は⁽⁴⁵⁾Amir Maḥmūd Shāh (= ⁽⁴⁶⁾Mūd. Shāh) が (ḥakim である) の頃 Amir Maḥmūd Shāh は病むのだ。Amir Sa'adat b. Amir Khānd Shāh (= ⁽⁴⁷⁾Sa'adat) がその見舞うに行いた。……間もなく Amir Maḥmūd Shāh は死すのだ。Amir Sa'adat は後継者となるのだ (Ja'fari : 570, cf. TJY : 235)。

Isfahān は Shah Rukh の支配下に入るの一四一四年。その時 Mirzā Rustam b. 'Umar Shaykh b. Timūr が統治を継ぐのである (JA : 242a, AR : 282)。Ja'fari の記述は⁽⁴⁸⁾Khwānd Shāh は⁽⁴⁹⁾Mirzā Rustam の歿後 Isfahān の ḥakim となり、一四三五年に歿したと傳えるのである (AR : 677)。また⁽⁵⁰⁾Sa'adat は Isfahān の dārūgha であるのだが、一四四六年 Mirzā Sulṭān Muḥammad の侵攻に遭う。捕えられつづける (AR : 860, Ja'fari : 571, TJY : 235)。この時報を總括するならば、この一族が Isfahān の支配権を所有してつづけたことと疑問の餘地はなく、その所有期間に Mirzā Rustam 歿後から一四四六年までの三十二年間と見做せよう。⁽⁴¹⁾

次に、この Arghūn Shah 家の Shah Rukh との関係とをみる特徴を、その當主と見し、⁽⁵¹⁾Firūz Shāh と Shah

Rukh の絆に焦點を絞って考察する。

②Firūz Shāh の父 Arghūn Shāh は、一四〇五年から一四〇九年まで Samargand を據點と⁽⁴²⁾Shāh Rukh と對抗關係にあった Mirzā Khalīl Sultān b. Mirān Shāh b. Tīmūr の許で、有力 amir の一人であった。この Arghūn Shāh は、Shāh Rukh が一四〇九年 Samargand を服屬させた際に處刑される (Fasāh : 194)。それではこの四年間、父と子が異なる政權の下で、しかも互いに敵對する支配者の許で各各活動していたことになる。このことは Shāh Rukh の②Firūz Shāh に對する信任が家系とは無關係であり、②Firūz Shāh 個人に由來することを推測させる。ではその個人的關係とは如何なるものであったか。微弱ながら次の記述が目を引く。

彼 (＝②Firūz Shāh) は、若年の初めから人生の晩年まで忠誠の足跡を以って Khāqān-i Sa'īd に仕えた (Khwa-ndamir : 630, 631)。

すなわち、彼はその少年時代から生涯を通じて Shāh Rukh に仕えた、言わば Shāh Rukh 子飼いの amir の生え抜きだったのではあるまいか。因に彼の記録を溯ると、Tīmūr の七年戰役 (一三九九—一四〇四) の際、既に Shāh Rukh の amir として記されている (Yazdi : 389b)。つまり、彼は Tīmūr の生前から Shāh Rukh の歿する三年前まで絶えず Shāh Rukh に伺候しつづけたと見做すことが出来るのである。従って、この家系の Shāh Rukh 時代における浮上は、③Firūz Shāh が幼少期より培った Shāh Rukh との信賴關係に基づくと考えて大過あるまい。

結

以上、最初に表1をもとに Shāh Rukh 麾下の中核 amir であろうと推測した Barlās 部、Tarkhān 部、Alīka 家、Arghūn Shāh 家に屬す amir-i tūmān をについて、検討を重ねてきた。その結果この四つの血縁集團は各各、〈同族〉、〈姻戚〉、〈乳兄弟かつ後見人とその一族〉、〈子飼いの amir の生え抜きとその一族〉といった特性を Shāh Rukh との間に

保持しつつ、①Midrāb (Barlas 部)、②Hasan Sufi (Tarkhan 部)、③‘Alika (‘Alika 家)、④Fīruz Shah (Arghūn Shah 家)という、いずれも麾下最高の實力者にまで昇りつめたと考えられる amir 達を輩出したことがわかった。更に地位・職務をみるならば、國務・財務を與かる重要職であることが判明した(註99参照) amir-i diwān には全體で二四名が認められ、その内この四つの集團に所屬する者は一二名に上る(残り二名の内九名が麾下から離脱、表1参照)。また tuwāchi 職には全體で一人名が認められ、その内七名までがこの四つの集團に所屬する人びとである(残り四名の内三名が反逆、表1参照)。これらの事實に、最初表1より窺った Shah Rukh 在世中一貫しつつ amir-i tūmān を輩出してつづけた集團はこの四つに限られる、という事實を考慮するならば、もはや Barlas 部、Tarkhan 部、‘Alika 家、Arghūn Shah 家の amir-i tūmān が Shah Rukh 麾下の中核 amir であったことに疑いの餘地はあらず。

さて、この四つの集團による中核 amir の構成については以下の點が指摘されよう。

第一に、Barlas 部を除く他の三つの集團は、系譜上は確かに Timur の時代からの連續性を保持しているものの、Timur 麾下の中核 amir を構成した集團とは考えられなう點である。Timur 麾下の有力 amir を端的に傳える史料として、一三七〇年の政權奪取時に支配層に列せられた amir 達のリストがある⁽⁴³⁾。このリストの内、第一位から第四位を占める Dā‘ūd (Dughlat), Chākū (Barlas), Sayf al-Dīn (Nukuz), ‘Abbās (Qipchāq) の四名及びその息子達は、その後 Timur 麾下の amir 達の上位を占め、中核的存在であったことにまず間違いない⁽⁴⁴⁾。しかしながら Chākū を除く右記三名の後繼者達、すなわち⑤Sulaymān Shah b. Dā‘ūd, ⑥‘Abd al-Samad b. Sayf al-Dīn, ⑦‘Uthmān b. ‘Abbās など、Shah Rukh 時代何ら顯著な働きもせず、逆に麾下から離反せんとする動きを見せていることは表1に見る如くである。翻って Tarkhan 部、‘Alika 家、Arghūn Shah 家の一族について見るならば、誰一人として一三七〇年時のリストにその名を載せておらぬ。またその後も Timur の時代に國事の中樞に關與したことを窺わせる記録は見えぬ。したが、Timur から Shah Rukh へという中央君主の交代に際して、麾下の中核 amir の構成に改編があったことを認めることが出来る。

第二に指摘されるべき點は、Barlas 部の優遇である⁽⁴⁵⁾。その一つは、Mu'izz から抽出した amir-i tūmān 五七名の内一名が Barlas 部出身者であるという點、或うは⑧Sl. Bayazid, ⑨Shaykh Luqmān の場合に見るような新たな amir-i tūmān への拔擢という點に認められよう。また Qundūz・Baghlan, Qutlan, Bakharz という所領が、Timūr 時代から引き續いて Shah Rukh 時代においても保持されたという事實に、Barlas 部の勢力の根強さが見て取れる。

以上の二點を踏まえるならば、Shah Rukh 麾下の中核 amir の構成とは、amir という Timur から的人的遺産の改編であり、その改編は(1)Barlas 部の優遇、及び(2)姻戚、後見人、子飼いとった Shah Rukh と個人的關係を有する一族の拔擢、という二本の柱に立脚していたと言えよう。しかしながらこうした Shah Rukh 麾下の中核 amir 達も Shah Rukh 歿後分解し、ティムール朝自體も動亂の時代に入る。その中から再びまがりなりにも統一政權を生み出したのが Abū Sa'īd (一四五—一四六九在位)であり、その際には彼の下で新たな amir 層の編成がなされたと思定される。そしてその編成には、新興勢力として Arghūn 部なる集團が登場、以後のティムール朝史の展開に影響を及ぼすに至る。⁽⁴⁶⁾ここではかかる展望を筆者の課題の指針として、擧筆することとする。

注

- (一) Timūr 歿後のこの王朝に関する報告として、B. B. Bayroldy, "Углубок в его время", *Сочинения*, т. II, часть 2, Москва, 1964, стр. 25-196; он же, "Мир Ах-шар и политическая жизнь", *то же*, стр. 197-260; *История Узбекской ССР*, Ташкент, 1967, стр. 461-508; H. R. Roemer, "Timurlular", *Islam Ansiklopedisi*, 12-1, Istanbul, 1974, s. 346-370; derselbe, "Die Nachfolger Timurs, Abriß der Geschichte Zentral- und Vorderasiens im 15. Jahrhundert", *Islamwissenschaftliche*

ftliche Abhandlungen, Wiesbaden, 1974, S. 226-262 を挙げておく。その他專論のものとして、H. R. Roemer 氏の前者の論考に据えられた Bibliyografiya が大いに参考となる。Shah Rukh 時代の amir という專論は未だ見あたらないが、Zakariya 氏著、J. Audin, *Deux sayyids de Bam au XV^e siècle. Contribution à l'histoire de l'Iran timouride*, Wiesbaden, 1956; 関野英二「ティムール朝の政治と貴族の系譜——Chaku Barlas 家の場合——」『オリエント』XX-1, 1977, 三二—六二頁(Zakariya 氏著)。

tūmān の中に紛れ込むものからなる。mirza とは amir とは異なる觀點からの考察が必要なので、ここでは一切觸れないこととする。

(8) 以下、引用史料中の支配權とは全く hukumat を譯したものである。

(9) Shāh Rukh は Mirza Khalīl Sulṭān を驅逐して Ma warā' al-Nahr を支配下に入れ中央君主となる一四〇九年まづに Mazandarān (一四〇二) Sistān (一四〇八) を服屬させつた (AR: 106, 126)。

(10) amir al-umarrā とは amir 中の amir の意である。これに關しては、例えば一四〇五—一〇六 A.D./八〇八 A.H. amir al-umarrā とないが Sayyid Khwāja とつて、
 全ての amir が彼の家の門へと赴き、重要事の萬端に互る委任は、彼の言葉と筆に依存し結ひつた (HA: 58b, 59a)。
 と表現され、文字通り amir 達のトップに位置する存在であると思われる (註 39 参照)。一方 tuwāchī は「軍隊の召集をその主な任務とし、トルコ人の間で、王國で最高の職務」と見なされた。従つて tuwāchī 職保持者の持つ高い地位が推定される。開野オリエント、四三—四四五頁参照。

(11) Barulday なる部族の來歴については、從來、開野・Aubin 兩氏によつて異なる見解が出られてゐる。

〈開野説〉開野氏は Barulday, BWRYLday, BWRALday, BWRWLday と様様な形に表記されている部族名の本来のモンゴル語の形を Baruladai ~ Barulalai に求められた。そつこの Baruladai とつた形が Barlas 部の始祖の名

と一致し、かつ Timūr の祖先 Qarachar は Rashid al-Dīnによつて Bar(u)ladai Qarachar と呼ばれている事實を參考の上、この部族は Qarachar に率いられて中央アジアに移住した Barlas 部の本幹の後裔であるという臆測を導き出された (開野オリエント、四七一—四八頁)。しかしこの臆測は、本来のモンゴル語の形を Baruladai ~ Barulalai に求める點で無理があるように思う。何故なら第一音節及び第三音節の a の音を先に擧げたスルシア語のスベリングから想起するのは困難であり、寧ろ後述する Boroldai の轉寫と考えた方が妥當だからである。

〈Aubin 説〉Aubin 氏は Ibn Batūṭa の報告に見えて Amir Buruntayh など人物を紹介、この人物と Barulday 部との連續性を示唆した (J. Aubin, "Le Khanat de Čagatai et le Khorassan (1334-1380)" *Turcica*, VIII-2, 1976, pp. 17-18)。筆者はこの Aubin 氏の説に従うが、氏の所説は簡略に過ぎ、この部族の來歴を具體的に論證したものとはいふ難い。それ故に以下に具體的検討を試みたいと思う。論證に必要と思われる情報は次の三つである。

(一) Ibn Batūṭa は一三三〇年代初めチャガタイ・ハン Tarmashirin の腹心、Ghazna 方面の支配に當つていた Buruntayh など amir の存在を知らせる。彼はムスリムであり、配下には大軍が控えていた (IB: 42)。彼の威令は Qundūs (= Qundūz) - Baghlān 方面にも及び、かの地はつの上なう安全を享受してゐた (IB: 83)。Ibn Batūṭa 自身 Parwān になつて Buruntayh と遭遇したと述べる (IB: 87)。

〔II〕一三五八年、一三四六年以来チャガタイ・ハン國において實權を掌握してゐた Amir Qazaghan が、「Uranat 部出身で Buraldāy の息子 (pisar) である Qutluğ Timūr」なる人物によつて暗殺された (Yazdi : 94b)。この暗殺の理由を Hāfiz-i Abrū は次の如く傳へる。

Qutluğ Timūr なる人物は千人隊 (yak hazāra) の amir であつた。Amir Qazaghan の khātūn は彼は Amir Qazaghan の姉妹を娶つてゐた。その關係を盾に、彼は Amir Qazaghan に對し傲慢だつた。それ故彼は Amir Qazaghan と Buraldāy 部の族 (ti) の支配權を求めた。Amir Qazaghan は……彼の要求を承諾しなかつた。かの邪の者はこのため心に憎しみを抱つた (Tauer II : 11)。

〔III〕一三三二年、Barlās 語の Amir Chaku は Timūr と呼ぶ Buraldāy 語 (ti) を殺した。この時、Buraldāy 語の ti とは Qundūz-Baghlan, Kabul との近傍であつた (Yazdi : 147 a)。

これらの内容を吟味して行く過程で、直ちに想起されるのは、Buraldāy 部とは、〔II〕に見え、Qutluğ Timūr の父「Buraldāy」という人物に起源を持つて父系血縁集團ではなかつたか、と考へてみる。Qutluğ Timūr が支配權を要求した Buraldāy 語は Buraldāy 部の ti とある點に關しては、何ら疑問はない。—iya という語尾は、Buraldāy という具體の人名に若干抽象性を附加して部族名としての意味を持たせるものであろう。つまり、Qutluğ Timūr は ti が部族の支配權を要求したのである (Natanzi : 262)。據へば、Qutluğ Timūr はそ

れ以前、自分自身の千人隊 (hazāra-yi khud) の amir 職を Amir Qazaghan によつて奪取されてゐたところ。この千人隊は Buraldāy の部族であつた可能性も十分考えられる。

ついで、この Buraldāy なる人物の存在に、より具體性を持たせるのが〔I〕の内容である。Buruntayh < Borontai > Buraldāy < Boraldai とが本来のモンゴル語の形 Boroldai の variant であることは既に先学の研究がある (/r/ → /n/ とする méathèse の例が存在する) といふ B. Spuler, *Die Goldene Horde*, Wiesbaden, 1965, S. 34; *Tarikh-i Wazāf*, Tehran, 1338s. p. 578; J. Aubin, op. cit., p. 18, note 4 を見よ。また第二音節の /o/ が /a/ に變化する例といふ L. Ligeti, “Notes sur le Vocabulaire Mongol D'Istanbou”, *Acta Orientalia Hungarica*, pp. 132-133 を参照。Boroldai とする外に、P. Pelliot, *Notes sur l'histoire de la Horde d'Or*, Paris, 1950, p. 63 (参照)。従つて Buruntayh と Buraldāy とが同一人物であるという點については、何の否定的要素は見出されない。これより、Buraldāy 部の母體となつた集團は、その始祖の活躍した一三三〇年代初め、Tarmashirin の時代に既に存在していたと推定されよう。この推定に更に根據を與えるのが〔III〕の内容である。すなわち、Buruntayh の勢力範圍は Buraldāy 部のホルトの所在地、Qundūz-Baghlan からヒンヌター・タシニ・山脈を越えて Kabul, Ghazna などの點で地理的に一致してゐるのである。かかる根據と推論を踏まえるならば、Buraldāy 部とは、一三三〇年代初めモンガリストン方面に勢力を持つた人物 Buruntayh となつた Buraldāy (< Bora-

Idar) と起源を持つ父系血縁集團であり、Amir Qazaghan の時 Buralday の息子 Qutluğ Timur の支配から離脱したものの依然 Qunduz-Baghlan から Kabul 方面にかけて遊牧し、一三七二年に至ってティムール朝の支配秩序に包摂された遊牧部族であると理解されよう。その際(Ⅱ)に見たように Buralday、Qutluğ Timur 父子は Uranat 部出身であるから、Buralday 語では Uranat 部の分枝と考えられる。

(12) 閑野オリエンツ、四五—四六頁。

(13) 閑野オリエンツ、六〇頁、註②。

(14) Rosemarie Quiring-Zoehe, *Isfahan im 15. und 16. Jahrhundert*, Freiburg, 1980, S. 117. (本論文を参照するにあたっては、小野浩氏の御好意にあずかった。感謝の意を表す。尚、Ja'fari の該當記事の原文は、筆者自身今回は参照できなかった。)

(15) Zoehe 女史は、一四二九／三〇年時點②Ibrahim Sl. が Isfahan に居た理由として、當時該地の支配權を所有していた Arghūn Shāh 家の③Khvārd Shāh が、折りしも行なわれた第二次 Adharbāyjan 遠征に出陣した爲②Ibrahim Sl. が代理として Isfahan に送られたと推測している。Vgl. Zoehe, a. a. O. S. 126.

(16) ジャライル朝時代に書かれた書記規範集 *Dastūr al-Katib fi Ta'yin al-Maratib* に收められた amir-i ulus の任命書を分析された本田實信氏は、それが軍事の長官であったと同時に國政機能の最高責任者であったと結論づけておられる(本田實信、「ジャライル朝のモンゴル・ファミリーに就いて」『内陸アジ

ア・西アジアの社會と文化』山川出版社、一九八三、七一—七二頁)。また amir-i ulus のトルコ語表記は ulus begi であるが、それはモゴリスタンでは amir al-umara' と呼ばれ、amir 中の最高者であったという(閑野英二「モゴリスタン遊牧社會史序説」『西南アジア研究』一七、一九六六、二七頁)。いずれにおいても amir-i ulus が主権者の下での最高責任者であることが窺われ、参考に値しよう。ティムール朝の amir-i ulus については何ら知ることは無いものの、③Sl. Md. が amir-i ulus に任ぜられた一四三八／三九年當時 Shah Rukh 麾下の國政の最高責任者は本文で述べる如く②Alka ②③Birtuz Shah であるから、少なくとも實力という面からはジャライル朝やモゴリスタンにおける程の力は保持していなかったと推察される。

(17) amir-i qushūn が amir-i tūmān の統屬下にあったことは、

各 tūmān から Qara Tatar の一團の監督を擔當する一人の amir-i qushūn を出づ、彼らを派遣した (Yzadi: 451b) という記述から窺えよう。ティムール朝の一 qushūn の構成人数については五〇人 (Shāmi: 25) から五〇〇人 (HA: 20a) まで様様な例が散見して一定してゐない。Yzadi: 468b に引く「各人は自分自身の tūmān, hazāra'iat (sing. hazāra), qushūnāt (sing. qushūn), sadaiyat (sing. sada) の状況によく注意を傾け……」という順序から qushūn が hazāra (千人隊) と sada (百人隊) の間に位置する程度の規模と見られていたとも推察されるが、その一方註(5)で見たように qushūn が hazāra

の意味に使われている例もあり、qushun の概念を一定の人数で規定することはできない。このqushunはqushunを、tūmānの統率下にある「部隊」と考えた。尚、qushunがモタースターンにおいては千人隊 hazāra と同義であったことは、夙に知られている。qushun については以下の論考を参照されたし。B. B. Daproux, "Trydke n ero vpena", *corp.* 50; ユ・ヤ・ウラヂミルツォフ著、外務省調査部譯、『蒙古社會制度史』、生活社、昭和十六、三〇一—三〇四頁；G. Doerfer, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, Band I, Wiesbaden, 1963, S. 406-410; 関野英二「モタースターン遊牧社會史序説」二六頁。

(18) 寫本では記載漏れしているが、Bakharz 以外の場所には考えられない。

(19) diwān-i tuwāchi と diwān-i lashkar の二つの術語は、Shah Rukh 時代を扱う諸年代記においては管見の限りこの箇所には現われない。それ故この二つの diwān の位置づけについての一切の推測は史料の限度を越える。尚、註(36)参照のこと。

(20) この場合の amir al-umara' とは表記で「diwān-i tuwāchi において」という條件が原文に附せられているので、amir 中の最高者として本文で扱った amir al-umara' とは一應區別した。

(21) 註(39)参照。

(22) 一八世紀に著わされたチャガタイ語—ペルシア語辭書 *San-ghakh* は、*tarkhan* が特權所有者の意味とチャガタイ・ウルス

の有力部族の名稱という二つの語義を持つことを傳える (Muhammad Mahdi Khan, *Sanghar*, ed. G. Clauson, London, 1960, 155r). cf. G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*, Oxford, 1972, p. 540.

(23) 糸譜は Yazdi: 224a, 290a, AR: 338, 539, 540, Mu'izz: 103b, 104b から作成した。

(24) 村上正二譯註『モンゴル秘史』三、平凡社、一九七六、三三頁。

(25) ティムール朝時代の *tarkhan* の所有する特權としては、(i) 王廷に自由に出入りできる。(ii) 九回の罪までは本人とその子供達について問われない。(iii) 彼らの馬は驛馬として徴用されない。(iv) あらゆる徴發 (takāif) を免除される、というものである (Shāmi: 123)。ティムール朝の *tarkhan* については *Memoria Yabekrovi CCP*, n. I, *corp.* 480-482 参照。また惠谷俊之「杏刺平考」『東洋史研究』二二—二、一九六三も参考になろう。

(26) AR は「一四五七年 Mirza Abū al-Qasim Babur の後継者を巡る騒動を述べた中」*umara'-yi Tarkhāni* (Tarkhān の *amir* 達) とか *Tarkhāniyān* (Tarkhān の pl.) と稱される人びとの殺害事件を特筆し、件の三名の *amir* 名を擧げる (AR: 1128, 1129)。umara'-yi Tarkhāni が Gawhar Shad と同族であることは「一四六九年マク・コランルのウズン・ハンが Abū Sa'id を處刑した際」「Gawhar Shad Begim の血の復讐故」かの偉大なる王 (＝Abū Sa'id) に對して憎しみを胸に抱いていた何人かの umara'-yi Tarkhāna (sic) が、Amir

Hasan Beg (ハサン・ハン) を正道から逸脱させ、彼はかの王の處刑を認めるに至つた」(Dawlat Shah: 541)とあるところから明らかである。Gawhar Shād は一四五十年 Abu Sa'id に對して殺害された (AR: 1143)。

(27) 註(8)参照。

(28) 系譜は Fasih: 263, 282, 285, AR: 701, 747, Mu'izz: 90a から作成した。

(29) 例えは一四一〇年の Marw 復興事業の際に diwānyān からは Amir 'Alī Shagāni が責任者となるが、彼は一四〇八—一四〇九 A.D./八一—八二 A.H. wazīr に任ぜられた人物である (AR: 159, Fasih: 186)。

(30) 'Alīka は農耕と非常に関心を持ち、その播種は khatriwār を越えだ。また Mīsr の國 (mamlat) に地所を買ひ耕作せたとする (AR: 746)。

(31) Shaykh Abū al-Faḍl は「kukalāsh だ」と記せられ、(Mu'izz: 133a) 實情はわからぬ。

(32) 註(8)参照。

(33) 尚つの場合 'Alīka の母は Shāh Rukh の乳母と云ふことであろう。乳母と後見人とは不可分であった例として 'Shāh Rukh の次男 Mirza Ibrahim Sulṭān の後見人職 (ata begi) を 'Uthmān, 乳母の職 (dayagi) をその妻が擔當してゐたことが知られる (Yazdi: 269a)。

(34) 系譜は AR: 639, 677, 692, 841, 1158, 1387, TJY: 230, 235 から作成した。

(35) ティムール朝諸史料に現われる ghulam と云ふ語が、如

何なる屬性を保持する人びとを意味していたかについては緻密な検討を要す。一應「小姓」と譯しておく。

(36) Mirza Baysunghur はその前年一四三三年一月二〇日に死歿 (AR: 657)。

(37) Bahā' al-Dīn 'Umar は當時 Harāt に居住した偉大なるスーンニーの一人であつた(閑野英二「ナクシバンディ教團に關する最近の諸研究について」『イスラム世界』二一九八三、四一—四二頁)。

(38) この Fīruz Shah と云ふ B. B. Бартольд 氏は一四〇七年に全軍の長官 Начальник всех военных сил となり一四四二年まで在職してゐたとする。しかしその根據は不明である。また彼の掣肘無き權力は 'Shāh Rukh がシャリーフを崇拜のあまり、戦術や宮廷儀式に關心を向けなかつたためと云ふが、容易には納得し難い。см. B. B. Бартольд, "Углублен его зрения", стр. 97.

(39) Shāh Rukh 政權の國制については尙不明な點が多い。こゝでは amir 達の地位・職務として本稿でしばしば言及した amir-i diwān と云ふ、それが國務と財務を處理する中央官廳 diwān-i 'alā の長官レベルの役職であつたことを指摘するに留めた。まず AR に記された地位・職務の相續の記録を略記す。

(一) Tarkhān 註(2)Mihrab は父 Hasan Sufi の職位であつた diwān-i 'alā の amir 職 (imarat-i diwān-i 'alā) を相續 (AR: 540)。

(二) 'Alīka 家の Shaykh Abū al-Faḍl は父 'Alīka から

diwān-i a'la の職位 (mansab-i diwān-i a'la) を相續 (AR: 747)。

(Ⅲ) Arghun Shah 家の ㊤Ahmad 父子 ㊤Firūz Shah とその父の diwān-i a'la の amir 職「國務と財務 (mulk wa mā) と關係する權利を相續 (AR: 841)。

diwān-i a'la と關係する職位相續の記録は以上の三つである。この三つは概して、本文に述べてある ㊤Hasan Sufi と ㊤Firūz Shah の生涯 amir al-umara' とある ㊤'Alīka の amir 中の最高者であるというを強める。それは各々の例として相續する職位、すなわち diwān-i a'la の amir 職なる diwān-i a'la の職位と、amir al-umara' のいうを意味するもの、可選性をもつて考へられるもの、この二つを互に否定する史料が存在する。一四四四—四四五 A.D./一四四六 A.H. amir-i diwān と出せる Barlas 部 ㊤Sl. Shāh との二つ Mirkhwānd とする如く記す。

Khāqān-i Sa'id 部 (=Shāh Rukh) と Amir Sulṭān Shāh と……國務と財務の diwān (diwān-i mulk wa mā) とする。彼は ㊤Shaykh Abū al-Faql と ㊤Ahmad) の同僚 (sharik) とする (Mirkhwānd: 727)。

この amir-i diwān とある ㊤Sl. Shāh と diwān-i a'la の amir 職と diwān-i a'la の職位を相續する ㊤Shaykh Abū al-Faql と ㊤Ahmad とは互に相反するものである。従って diwān-i a'la の amir 職なる diwān-i a'la の職位とは amir-i diwān の職を兼務するものではない。更に diwān-i a'la なる「國務と財務を扱う中央官廳」とあることは、上記の Mirkh-

wānd の記述、或いは (Ⅲ) とある「國務と財務に関する權利」という表現が併記されていることから察して明らかである。以上の考察によつて amir-i diwān とは國務と財務を處理する中央官廳 diwān-i a'la の amir 職 (司令官職) を擔當する要官としての役職であることが結論されるかと思われる。因に「國務と財務の全重要事を掌る絶対的權力の所有者」(AR: 57) である amir al-umara' と、amir-i diwān の筆頭に位置する存在であるのを確認する。尙 A. Z. V. Togan 氏 ㊤Sulṭān Husayn (一四四〇—一五〇六在位) 時代の diwān-i a'la と diwān-i tuwāchi (tuwāchi 廳——軍務を扱う) と diwān-i māi (財務廳) とがあるという構造を有する amir-i diwān (= diwān begi) と diwān-i tuwāchi の要官職であることは證明する。A. Z. V. Togan, "Ali Šir", *Islām Ansiklopedisi* 1, İstanbul, 1942, s. 351; H. R. Roemer, *Staatschreiben der Timuridenzeit*, Wiesbaden, 1952, S. 169-171.; 関根英一「イラン朝の社會」『東洋講座世界歴史』8, 1969, repr. 1979, 309-310 頁。

(㊤) Mirzā Rustam の没年と二つは Faṣḥ 年一四四四—一四四五 A.D./一四四六 A.H. の條とそれの件を傳えているが、同時は「四四三—四四四 A.D./一四四五 A.H. への記述」に併記して、意味を變へ (Faṣḥ: 257)。また AR: 624, Mirkhwānd: 700, Khwāndamir: 720 と一様にして四四〇年大元帥記「依然 Rustam の在命を傳へる」の二つは Faṣḥ, Ja'fari, 及び Aḡsan al-Tawārikh を参照して Rustam の没年を四四四年とす。Zoche 女性の東記とある。Vgl. Zoche, a.a.O. S. 31, Anm. 1.

(41) しかしながら Zoche 女史は、^④ Sayf al-Dīn Shah 女史は、^⑤ Sa'adat といふは財政に關する權利は所有してゐたといふのである。
(42) 佐々木 73j : p. 45, 55, 97, 98, 124, 130.

(43) このシムスハはなほいつの間斷つてゐるが利用された(開闢)のシムスハは、五五—五五(四)。次に Yazdi : 141b や蘇丹のシムスハは、() の五五(四) であり、其の五五(四) である。

I Samargand の蘇丹 amir al-umār' の ^⑥ diwān ⑥ amir ⑥ である。Dā'ūd (Dughlāt)

II 蘇丹 amir 蘇丹 tuwāchi ⑥ 蘇丹 Chākū (Barlas), Sayf al-Dīn (Nukūz), 'Abbās (Qipchāq), Iskandar (Durbat, Mu'izz : 97b), 'Alim Shaykh (Hazāra-yi Qublay, Mu'izz : 97b), 'Alaqa (Qawchin), Ardāshir (Qawchin), Qumārī Ināq (Qawchin)

III amir-i diwān : Sār Bughā (Jalāyir), Huseyn (Barlas), Āq Bughā (Nāymān), Maḥmūd Shāh (Yasawī, Mu'izz : 97a), Ilchī Bahādūr (Kāshghar), Dawlat Shāh (Uyghūr)

(44) 例へば、I 三〇(四)のシムスハは、^⑦ Sayf al-Dīn, Jahān Shāh b. Chākū, Shams al-Dīn b. 'Abbās といふ。tuwāchi (tuwāchiyān-i buzurg) といふは、蘇丹の ^⑧ Yazdi : 207a) ⑧ Sulymān Shāh b. Dā'ūd といふ。Timūr ⑨ Sulṭān Bakht Begim といふ。父の ^⑩ Yazdi : 206a) ⑩

(45) このシムスハは、開闢氏が推測してゐる(開闢)のシムスハ

五五(四)。

(49) 堀川徹「チャムーン朝末期の文政と文学」『東洋史研究』三五一四「一九七〇」五五—五五(四)。

氏 名 略 語

AR——'Abd al-Razzāq Samargandi : *Maḥfūz-i Sa'dayn wa Majma'-i Bahrayn*, ed. Muḥammad Shafī', Lahore, II-1 (p. 1-p. 620), 1942, II-2 (p. 621-p. 882), II-3 (p. 883-p. 1556), 1949.

Dawlat Shāh——Dawlat Shāh Samargandi : *Tadhkirat al-Shu'arā'*, ed. Muḥammad 'Abbāsī, Tehrān, 1337s.

Faṣīḥ——Faṣīḥ Khwāfī : *Mujmal-i Faṣīḥ*, III, ed. Maḥmūd Farrukh, Mashhad, 1339s.

Hā——Hāfīz-i Abū : *Zubdat al-Tawārīkh*, MS, Bodleian, Elliot 422. 本田實郎氏蔵。

IB——Ibn Baṭṭūṭa : *Riḥla*, ed. C. Defrémery et B. R. Sanguinetti, Paris.

Ja'fari——Ja'fari : *Tārīkh-i Ja'fari* or *Tārīkh-i Kabir*, B. B. Daprot, "Новый источник по истории Тимуридов", *Современная*, т. VII, Москва, 1973, стр. 546-574.

JH——Hāfīz-i Abū : *Jughrāfīyā-yi Hāfīz-i Abū*, MS, British Library, Or. 1577. 本田實郎氏蔵。

Khwāndamir——Khwāndamir : *Ḥabīb al-Siyar*, III, Tehrān, 1333s.

Mirkhwānd——Mirkhwānd : *Rawḍat al-Safā'*, VI, Tehrān,

1339s.

Mu'izz——*Mu'izz al-Ansāb fī Shajarat Salātin Mughāl*,
MS. Bibliothèque Nationale, Ancien fond persan 67. 國藏
英二氏所藏。

Nafanzī——Mu'in al-Dīn Nafanzī: *Muntakhab al-Tawārīkh-
i Mu'inī*, ed. J. Aubin, Tehran, 1957.

Shāmī——Nizām al-Dīn Shāmī: *Zafar-nāma*, ed. F. Tauer,
Praga, 1937.

Tāj——Tāj al-Salmāni: *Shams al-Husn*, ed. H. R. Roemer,
Wiesbaden, 1956.

Tīj——Ahmad al-Katīb: *Tārīkh-i Jadīd-i Yazd*, ed. Īrāj
Afshār, Tehrān, 1345s.

Tauer II——*Histoire de conquêtes de Tamerlan intitulée
Zafar-nāma par Nizāmuddin Šamī*. Edition critique par
Felix Tauer. Tom II, Praga, 1956.

Yazdī——Sharaf al-Dīn 'Alī Yazdī: *Zafar-nāma*, ed. A.
Yuryāev, Ташкент, 1972.

山田——クラヴィエリ著『山田信夫譯』『チモール帝國紀行』桃
源社、repr. 1979.

THE CENTRAL ELEMENTS OF THE *AMIR* STRATUM IN THE GOVERNMENT OF SHAH RUKH OF THE TIMURID DYNASTY

Shiro ANDO

In present study I attempt to uncover the characteristics of the central elements of the *amir* stratum supporting the central ruler of the Timurid dynasty in the first half of the 15th century, Shāh Rukh. To do this I have abstracted the names of 57 persons noted in the genealogical compilation *Mu'izz al-Ansāb* to have been *amir-i tûmân* (i. e. holders of the highest military rank) in the government of Shāh Rukh. I have investigated their genealogies, status, fiefs and careers and have come to the following three conclusions. 1) The central elements participating in the government of Shāh Rukh were composed of at least four kin groups : the Barlās clan, the Tarkhān clan, the 'Alika family and the Arghūn Shāh family (the clan affiliation of these two families is not known). 2) The development of the Tarkhān clan, the 'Alika family and the Arghūn Shāh family shows genealogical continuity from the reign of Tīmūr, but these three groups had risen to prominence only under the reign of Shāh Rukh in contrast the Barlās clan. 3) The preferential treatment of the Barlās clan which cannot be clearly shown under the reign of Tīmūr is visible under the reign of Shāh Rukh.